

岡山県統合原子力防災ネットワークシステム
機器賃貸借及び保守業務仕様書

令和7年8月

岡山県

第1章 総 則

1 件名

岡山県統合原子力防災ネットワークシステム機器賃貸借及び保守業務（以下「本業務」という。）

2 本業務の概要及び目的

統合原子力防災ネットワークは、原子力災害予防や原子力災害発生時等に国と地方公共団体の連携強化のために電話通信、FAX 通信、TV 会議通信及びデータ通信を可能とするための全国規模のネットワークである。

同ネットワークは、国の原子力災害対策本部、緊急時対応センターと各地域のオフサイトセンターを電気通信事業者網（広域系）により接続するネットワークと、オフサイトセンターと各地方公共団体とを電気通信事業者網（地域系）や自治体情報ハイウェイ等によって接続するネットワークから構成される。

岡山県統合原子力防災ネットワークシステム（以下、「本システム」という。）は、統合原子力防災ネットワークのうち岡山県（以下、「発注者」という。）が整備・運営する県内拠点間を接続する通信事業者網（地域系）、電話通信、FAX 通信、TV 会議通信及びデータ通信に必要な機器からなる。

本仕様書は、既存の本システムを構成する機器の賃貸借期間満了に伴い、新たに本システムを整備・運用するために必要な機器の賃貸借及び保守に関し要件を定めるものである。

3 本システムの構成

岡山県統合原子力防災ネットワーク全体概要図を別図に示す。

本システムを構成する拠点は、主に以下の3拠点である。

- ① 岡山県庁
- ② 鏡野町役場
- ③ 上斎原オフサイトセンター

4 業務範囲

業務範囲は、次のとおりとする。

- ① 本システムに必要な機器の整備及びそれらの設置等のために必要となる作業。機器の設計、整備運搬、据え付け、配線及び調整までの一切を含むものとする。
- ② 本システム整備完了後の機器の保守管理

なお、通信回線に係る整備及び本システム整備完了後の通信事業者網（地域系）を運用するための通信事業者との契約及び保守管理については別契約とする。

5 適用法令

本システムの設計、整備、保守管理に当たっては、本仕様書によるほか関係法令に適合するものとする。また、本システムに関して、特許権、実用新案権又は著作権等第三者の権利の対象になっているものの利用に関して発生した問題は、全て受注者の責任において処理すること。

6 本システムの賃貸借期間

賃貸借期間及び保守期間は①のとおりとし、納入期限は②のとおりとする。なお、賃貸借及び保守に係る費用（以下、「賃貸借料」という。）は令和8年3月15日分から支払うものとする。

- ① 賃貸借期間及び保守期間
令和8年3月15日から令和13年3月14日まで
- ② 納入期限
令和8年3月13日

7 設置場所

本システムで整備する機器の設置場所は、次のとおりとする。

- ① 岡山県庁本部会議室
岡山市北区内山下二丁目4番6号 本庁舎2階 防災・危機管理センター
- ② 鏡野町役場
苫田郡鏡野町竹田 660
- ③ 上斎原オフサイトセンター
苫田郡鏡野町上斎原 514 番地 1

なお、各機器の詳細な設置場所については、受注者確定後に別途発注者指示の上、決定するものとする。

8 受注者の義務

- ① 本仕様書及び発注者の指示、指導に基づき業務を忠実かつ確実に履行すること。
- ② システムの重要性を十分理解し、安定した運用を維持継続するため、設計、導入、保守管理を行うこと。
- ③ 整備完成時においては、システムが、本仕様書で定める機能を十分発揮するよう調整を行い、正常に通話・通信ができることを確認すること。
- ④ 整備、保守管理の期間中においてトラブル等発生した場合は、直ちに発注者にその旨を報告するとともに、修理復旧作業を実施すること。
- ⑤ 本調達で整備する機器の設置に伴い、国側設備の設定追加や設定変更が生じる場合、発注者にその旨を報告すること。なお、本調達には国側の設備の設定追加、設定変更作業は含まない。

9 提出書類

受注者は、契約後、次に示す提出物をそれぞれの提出期限までに岡山県危機管理課（岡山市北区内山下二丁目4番6号）へ提出し、承諾を得ること。

提出物	提出期限	提出部数等
施工計画書	契約締結後 14 日以内	紙媒体 3 部
設備の全体構成図		電子媒体 1 部
工程表		
機能、性能証明書	契約締結後 28 日以内	紙媒体 3 部
機器寸法、構成及び配置図		電子媒体 1 部
構成機器一覧表		
その他発注者が必要とするもの	随時	紙媒体 3 部 電子媒体 1 部
設計書、配線敷設図等	機器納入時	危機管理課へ
検査成績書		紙媒体 3 部
保守体制表		電子媒体 1 部
取扱説明書		鏡野町役場、上斎原オフサイトセンターへ
操作マニュアル		紙媒体 各 1 部
簡易操作マニュアル		電子媒体 各 1 部

なお、電子媒体の提出に当たっては、CD-R 又は DVD-R に格納の上、提出すること。

また、提出するデータは PDF、Excel 又は Word 形式とすること。

10 借入機器の設置及び配線敷設作業

借入機器の設置作業等においては、受注者は、設置場所の庁舎管理者と十分連絡を取り合い、

安全管理に特に注意すること。

11 特許権等の使用

受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその材料、履行方法等を指定した場合において、本仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担するものとする。

12 契約不適合責任

- ① 受注者が行った業務の内容がこの契約に適合しない場合、発注者は受注者に対して、無償での履行の追完、契約金額減額、損害賠償又は契約解除を請求できるものとする。
- ② 前項の規定による受注者の責任は、第1章6①賃貸借期間及び保守期間の開始日から12か月以内に請求があった場合に限る。

13 資料提供

- ① 受注者から発注者に対し、本業務遂行に必要な資料等の提供の要請があった場合、受注者と発注者が協議の上、発注者は受注者に対し、無償でこれらの提供を行う。
- ② 受注者は、発注者から提供された本業務に関する資料等を善良なる管理者の注意をもって管理し、保管し、かつ、本業務以外の用途に使用し、又は第三者に提供してはならない。
- ③ 受注者は、本業務に係る契約が満了し、若しくは解除されたとき、又は資料等が本業務遂行上不要となった場合、遅滞なく資料等を発注者に返還し、又は発注者の指示に従った処置を行うものとする。
- ④ 受注者及び発注者は、前各項における資料等の提供、返還その他処置等について、書面をもってこれを行うものとする。

14 賃貸借料の支払い

- ① 本業務に係る賃貸借料は賃貸借月の翌月に支払うこととする。
なお、この契約の開始、終了又は解除により賃貸借期間が月の途中となるときは、その賃貸借料は日割計算とする。
- ② 発注者は、正当な請求書を受理した日から30日以内に請求に係る賃貸借料を支払うものとする。
- ③ 発注者が、正当な理由なく前項に規定する支払期間内に支払を完了しないときは、受注者は、遅延日数に応じ年2.5パーセントの遅延利息を受注者に請求することができる。

15 その他

- ① システムの設置目的を十分考慮し、障害発生の確率の低い機器とすること。
- ② 整備する機器は、運用中に災害や火災が発生する危険性が低いものを採用すること。
- ③ 機器を設置する際には、発注者の指示に基づき、耐震対策を講ずること。
- ④ ケーブル配線等は各設置場所の通常業務の支障とならないよう敷設すること。
- ⑤ 本仕様書に記載のない事項であっても、システムの構成、機能又は運用上必要と認められるものについては、全て整備に含めること。
- ⑥ 国が整備する統合原子力防災ネットワーク内の拠点と相互間の通信・通話に支障のない設計とすること。
- ⑦ 機器の搬入、据え付け、ケーブル配線などにあたり、発注者等の施設等に損壊等を及ぼした場合、受注者の責任で現状復旧を行うこと。
- ⑧ 本システム構成機器（ルーター、L2スイッチ、IP交換機、無停電電源装置(UPS)等）を

収納するための機器収納ラックを受注者の負担により耐震対策を施し設置すること。なお、受注者から既設のラックに機器を収容するよう指示がある場合は対応すること。

- ⑨ 既存の本システムを構成する機器から新たに整備する機器への回線等の切替作業は、通信ができなくなる時間をできる限り短くするよう速やかに実施すること。また、機器の入替えを正確かつ迅速に行うため、入替え計画を作成し、事前に承認を得ること。なお、切替作業時に原子力災害等が発生し、発注者から指示があった場合には、切替作業を中断し、切替作業実施前の状態に戻すこと。
- ⑩ 岡山情報ハイウェイとの接続については、岡山県総務部デジタル推進課の指示により行うこと。また、接続に要する経費は受注者の負担とする。
- ⑪ 鏡野町ネットワークとの接続については、鏡野町くらし安全課の指示により行うこと。また、接続に要する経費は受注者の負担とする。
- ⑫ 受注者は、本仕様書に基づき調達する機器について、岡山情報ハイウェイ及び鏡野町ネットワークとの接続性について、事前に確認を行うこと。
- ⑬ 受注者は、岡山県情報セキュリティポリシーに基づき、本業務を実施するものとする。なお、適用範囲については発注者と協議の上で決定するものとする。

16 仕様書の解釈及び疑義

本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義が生じた事項については、発注者と受注者が協議して定めることとする。

第2章 一般仕様

1 一般構造

- (1) 本仕様書に基づく借入機器は、保守点検が容易なよう機能単位ごとにブロック化された構造とし、現地の設置条件に適したものとする。また、増設に柔軟に対応できるものであること。
- (2) 切替部・回転部・接続部は動作良好なものを使用すること。
- (3) 通常の振動衝撃に対し、機械的に異常がなく動作できるものを使用すること。

2 環境条件

以下の環境条件において正常に動作し、使用に十分耐えうるものでなければならない。

- ① 温度 15℃から 30℃まで（動作時）
- ② 相対湿度 30%から 80%RH まで（ただし結露しないこと。）

3 動作定格

24 時間 365 日連続運転ができること。ただし、ノートパソコンは除く。

4 停電対策

商用電源の供給停止時であっても構成機器が継続して稼働できるよう第3章5(15)及び(16)のシステム機器仕様を満たした無停電電源装置(UPS)を設置すること。

また、その無停電電源装置は、商用電源の供給停止から停電があった場合において、各施設の予備発電機等が稼働するまでの間、対象機器（岡山県庁、鏡野町役場、上齋原オフサイトセンターの機器収納ラックに搭載する機器）の稼働を継続するのに必要な容量があるものとする。ただし、予備発電機等の設備がない拠点に関しては、商用電源の供給停止から5分間は稼働を継続し、その後、全ての機器が正常に動作を停止するまでの間は電源を供給するのに必要な容量があるものでなければならない。

なお、IP ファクシミリ及び TV 会議制御装置については、停電時に稼働を継続する必要はない。

5 耐震対策

借入機器には耐震対策を行うものとする。

第3章 システム仕様

1 システムの仕様

(1) 国との接続

国の統合原子力防災ネットワークと接続、利用が可能であること。

(2) 県庁と各拠点間との接続

岡山県庁と各拠点を接続するネットワーク回線については、音声通話、ファクシミリ通信、パソコンによるデータ通信及び TV 会議通信を中心に使用するものであること。

(3) ファクシミリ通信

ファクシミリの送受信にあたり、各拠点間及び国との通信は別図に示すネットワーク回線を用いて通信を行うこと。

(4) TV 会議システム

- ① 国が整備する TV 会議システム（別途整備）からの会議開催の操作により、国が整備する多地点制御装置（別途整備）を介した 1 対 1 の TV 会議及び複数拠点間 TV 会議に参加できること。（国が主催する TV 会議を想定）
- ② 県庁に設置した TV 会議操作端末からの操作により、国が整備する多地点制御装置（別途整備）を介して、1 対 1 の TV 会議及び国が整備する TV 会議システム（別途整備）との複数拠点間 TV 会議が開催できること。（県が主催する TV 会議を想定）
- ③ 県庁に設置した TV 会議操作端末を操作するだけで、県庁の通信回線を岡山情報ハイウェイから衛星回線に切替え及び衛星回線から岡山情報ハイウェイに切戻しができること。
- ④ PC 画面（別途整備）等の外部入力映像を TV 会議に共有できること。
- ⑤ 本システムは、国が原子力災害対策本部、緊急時対応センター及びオフサイトセンターなどに整備する TV 会議システム（別途整備）と相互接続し、原子力防災に資する TV 会議が実施できること。（なお、接続プロトコルは、国が整備する TV 会議システム（別途整備）に従うこと。）
- ⑥ TV 会議システムは、TV 会議操作端末、TV 会議システム制御装置、設定画面、操作マニュアル等、原則として日本語による表記とすること。
- ⑦ 国が原子力災害対策本部、緊急時対応センター及びオフサイトセンターに整備する TV 会議システム（別途整備）と接続し、TV 会議画面内に、自動で接続毎の拠点名を日本語（平仮名、漢字）で表示できること。

(5) その他機能

その他の本システムにおける機能は、第 3 章 5 に示すとおりとする。

2 設計

受注者は、原子力防災ネットワークシステムの正常な運転及び円滑な構築を行うに当たり、発注者との設計及び設定会議を行うこと。

なお、会議の議題や内容、必要な資料構成等は、発注者の指示に従い、受注者が事前に準備

すること。また、会議に必要な資料の作成及び準備は全て受注者が行うこと。

3 搬入及び設置の要件

- (1) 借入機器の納入に当たり、必要な調整等は発注者の指示に従い行うこと。
- (2) サーバ及びネットワーク機器の設置に当たり、必要な配線等の敷設については受注者が行い、借入機器の整備に必要となる付属品、配線等は受注者で準備すること。なお、敷設に当たっては、内容、スケジュール等について発注者と協議すること。
- (3) 岡山県庁防災・危機管理センター内に設置されている防災映像システムへ TV 会議制御装置を接続する際は、既存マトリックス・スイッチャのインターフェースを事前に確認し、必要な部材は受注者が準備すること。また、防災映像システムへの映像・音声の接続については、解像度及び音声レベルを防災映像システムの仕様に併せて調整すること。

4 設定の要件

- (1) 借入機器を各設置場所へ納入し、借入機器の動作に必要なソフトウェアのインストール作業、設定作業及び動作確認を実施すること。
- (2) 第 1 章の 6 の②に記載する納入期限までに、全ての設定及び動作確認等を完了すること。
- (3) 受注者は、別紙に記載する借入機器を、国・地方自治体の既存システム（TV 会議システム、パソコン、電話、ファクシミリ、交換装置、L2 スイッチ、ルーター等）と接続可能とすること。ただし、接続するために既存システムの設定変更が必要となる場合には、設定変更内容に必要な情報を発注者に提供すること。また、既存システムの設定変更については、既存システムの整備業者が別途行う予定であり、その際には、必要な接続を可能とするため、当該事業者と十分な連携を図ること。

5 システム機器仕様

- (1) IP 交換機 1 台（岡山県庁）
 - ① IP 電話機を 1 拠点あたり 10 台で 5 拠点まで交換可能なこと。
 - ② 電話機の短縮ダイヤルボタンや機能ボタン等の表示順をカスタマイズできること。（ボタンレイアウト機能）
 - ③ 本人が所属するグループ内の着信コールを代理で応答できること。（コールピックアップ機能）
 - ④ 国が設置する IP-PBX（別途整備）と内線接続ができること。
 - ⑤ 高さは 2U 以内とし、19 インチラック（奥行 700mm）に搭載できること。
- (2) IP 電話機 12 台（岡山県庁：3、鏡野町役場：2、上斎原オフサイトセンター：7）
 - ① 以下のサイズ程度であること。
 - ア 230mm×260mm×50mm（高さ×幅×奥行）
 - イ 1.2kg 以下（ハンドセット含む）
 - ② 5 インチ、800×480 ピクセル（WVGA）のディスプレイを有すること。
 - ③ ワイドバンド対応音声ハンドセットを備えること。
 - ④ 全二重方式のスピーカーフォンを備え、ハンズフリーでのコールの発信及び着信を行えること。
 - ⑤ 以下のインターフェースを有すること。
 - ア 10/100/1000BASE-T イーサネット
 - イ RJ-9（アナログヘッドセット用ジャック）
 - ⑥ PoE（IEEE 802.3af）をサポートすること。
 - ⑦ 音声機能として、以下の機能を有すること。
 - ア オートゲインコントロール
 - イ 音響エコーキャンセレーション（AEC）

- ウ 動的なノイズリダクション
 - ⑧ 音声コーデックとして、以下をサポートすること。
 - ア G.711
 - イ G.722
 - ウ G.729
 - ⑨ 通話機能として、以下の機能を有すること。
 - ア 着信音と音声の音量調節
 - イ コールバック
 - ウ グループのコールピックアップ
 - エ 保留
 - オ 転送
 - カ リダイヤル
 - キ 内線通話
 - ク 発信者番号通知機能（発信者番号通知の抑制機能含む）
- (3) IP-FAX 4台（岡山県庁：1、鏡野町役場：1、上斎原オフサイトセンター：2）
- ① 以下の機能を有すること。
 - ア プリンタ機能
 - イ コピー機能
 - ウ スキャン機能
 - エ FAX 機能
 - オ 自動両面原稿送り
 - ② 以下のインターフェースを有すること。
 - ア 10/100/1000BASE-T イーサネット
 - イ RJ-11
 - ③ メモリは、4GB 以上搭載していること。
 - ④ 補助記憶装置は、128GB 以上搭載していること。
 - ⑤ 手差しトレイを除き、2 段以上の用紙トレイを有すること。
 - ⑥ 原稿サイズは A3 及び A4 に対応していること。
 - ⑦ プリンタ機能及びコピー機能利用時において、A4 で 25 枚/分以上の速度を有すること。
 - ⑧ 時刻同期機能として、NTP に対応していること。
 - ⑨ FAX 機能は、以下の呼制御手順に対応していること。
 - ア ITU-T T.37（ダイレクト SMTP 方式）
 - イ G3 及びスーパーG3
 - ⑩ FAX 機能は、以下の符号化方式に対応していること。
 - ア モデファイドリード（MR）
 - イ モデファイドMR（MMR）
 - ウ MH
 - エ JBIG
 - ⑪ FAX 機能は、400dpi 以上の解像度に対応すること。
 - ⑫ 国がオフサイトセンターに設置する FAX と ITU-T T.37（ダイレクト SMTP 方式）を使用し、フルモードで文書の FAX 送受信ができること。
 - ⑬ 文書送信先の指定は、FAX のタッチパネルボタン操作で可能とし、ボタンごとに、T.37（ダイレクト SMTP 方式）送信時は送信先 FAX の IP アドレス、G3（スーパーG3 含む）送信時は送信先 FAX の電話番号を登録し接続が可能なこと。
 - ⑭ 同報送信の最大件数は 100 件以上であること。
 - ⑮ 送信した文書が確実に受信されたことが送信側で確認できる送達確認機能が、ITU-T T.37（ダイレクト SMTP 方式）及び G3 規格において、1 通信ごとに実現できること。

- ⑯ FAX の送受信の際に、通信履歴情報と FAX イメージデータをアーカイブする機能を有すること。アーカイブ機能は、送受信共にサポートすることとし、通信履歴情報には現行ページ数と送信結果ページ数を含めるものとする。
 - ⑰ FAX が送受信したイメージデータを任意のディレクトリに送信する機能を有すること。
 - ⑱ FAX 受信時において、ポール型着信ランプを LAN ケーブルにて接続し、受信原稿排紙時に点滅後点灯する機能を有すること。なお、本機能の実現に必要な部材及び配線工事等は本調達に含めること。
 - ⑲ FAX 送信時のアドレス帳は、FAX 本体から選択できること。また、機器単体でアドレス登録が可能なローカル設定と、全拠点で統一的に設定を行う共通の 2 つのアドレス帳を有すること。
 - ⑳ 国が整備するアドレス帳一括管理機能と連携してアドレス帳の管理が行えること。
- (4) ルーター 3 台（岡山県庁：1、鏡野町役場：1、上斎原オフサイトセンター：1）
- ① 豊富な導入実績を有する OS を搭載し、L2 スイッチと同一のメーカーの製品とすること。
 - ② 10/100/1000BASE-T に対応する以下のポートを有すること。なお、WAN インターフェースには電気通信事業者の提供する回線を収容すること。
 - ア WAN インターフェース：2 ポート
 - イ LAN インターフェース：8 ポート
 - ③ 19 インチラックへ搭載可能なこと。搭載に必要な部材は準備すること。
 - ④ IPv4 転送スループットは 1,673 Mbps 以上であること。
 - ⑤ ルーティング機能として、RIP v1/v2、OSPF、BGP、EIGRP に対応していること。
 - ⑥ VLAN 機能として、IEEE 802.1Q に対応していること。
 - ⑦ QoS 機能として、IEEE 802.1p (CoS)、DiffServe に対応していること。
 - ⑧ フィルタリング機能として、宛先/発信元アドレス、TCP/UDP ポート番号などにより指定した IP パケットのフィルタリングに対応していること。
 - ⑨ 管理機能として、Telnet、SSH、SNMPv3 に対応していること。
 - ⑩ 時刻同期機能として、NTP に対応していること。
- (5) L2 スイッチ 3 台（岡山県庁：1、鏡野町役場：1、上斎原オフサイトセンター：1）
- ① 豊富な導入実績を有する OS を搭載し、ルーターと同一のメーカーの製品とすること。
 - ② 以下のインターフェースを有すること。
 - ア 10/100/1000BASE-T：24 ポート以上
 - イ SFP：4 ポート以上
 - ③ 10/100/1000BASE-T ポートはすべて PoE 給電機能 (IEEE 802.3af) に対応していること。
 - ④ パケット処理能力として 41.66 mpps 以上、スイッチング容量として 56 Gbps 以上有すること。
 - ⑤ VLAN 機能として、IEEE 802.1Q に対応していること。
 - ⑥ QoS 機能として、IEEE 802.1p (CoS)、DiffServe に対応していること。
 - ⑦ フィルタリング機能として、宛先/発信元アドレス、TCP/UDP ポート番号などにより指定した IP パケットのフィルタリングに対応していること。
 - ⑧ スパニングツリー機能として、IEEE 802.1D、IEEE 802.1s、IEEE 802.1w に対応していること。
 - ⑨ 管理機能として Telnet、SSH、SNMP v3 に対応していること。
 - ⑩ 時刻同期機能として、NTP に対応していること。
- (6) ノート型パソコン 9 台（岡山県庁：1、鏡野町役場：1、上斎原オフサイトセンター：7）
- ① 液晶モニタの画面サイズは 15.6 型（ワイド）相当とし、解像度は 1920×1080（フル HD）以上とすること。

- ② OS は Windows11 Pro とすること。なお、導入時のバージョンは協議の上で決定する。
- ③ CPU は、第 12 世代以降の Intel Core i5 相当以上とすること。
- ④ メインメモリは、8 GB 以上とすること。
- ⑤ 補助記憶装置は、128GB 以上の SSD とすること。
- ⑥ 光学ドライブは、DVD スーパーマルチドライブを備えること。
- ⑦ JIS 日本語配列もしくは OADG に準拠するキーボードを有すること。
- ⑧ 以下の USB インターフェースを有すること。
 - ア Type-A：2 ポート以上
 - イ Type-C：1 ポート以上
- ⑨ LAN インターフェースとして、10/100/1000BASE-T に対応するポートを 1 ポート以上有すること。
- ⑩ 光学式マウスを備えること。
- ⑪ 設置場所と PC 本体底面の間に敷く滑り止めマットを付けること。
- ⑫ WWW ブラウザを装備すること。
- ⑬ 以下のアプリケーションを搭載すること。
 - ア Microsoft Office 2024 Standard
 - イ アンチウイルスソフトウェア

(7) ウイルス対策用サーバ 1 台（岡山県庁：1）

- ① 筐体は小型のタワー型であること。
- ② OS は Windows Server 2025 Standard 以上とすること。必要な CAL を含めること。
- ③ CPU は、Intel Xeon E-2414 (2.6 GHz、4 コア) 相当以上とすること。
- ④ メインメモリは 16 GB 以上とすること。
- ⑤ 補助記憶装置容量は、900GB (SATA, SSD) 以上を搭載し、RAID1 (ハードウェア RAID) 構成でホットスワップを有すること。
- ⑥ 光学ドライブは、DVD-ROM ドライブを内蔵又は外付けすること。
- ⑦ LAN インターフェース (10/100/1000BASE-T 対応) は、4 ポート以上有すること。
- ⑧ キーボード、マウス、ディスプレイを用意すること。
- ⑨ ノート PC のウイルス対策を統合管理するソフトウェアを導入すること。なお、導入するウイルス対策ソフトウェアは、インターネット未接続環境であってもパターンファイル等の更新が行える製品であること。
- ⑩ 以下のアプリケーションを搭載すること。
 - ア アンチウイルスソフトウェア
- ⑪ 耐震対策として、ベルト等による固定を実施すること。

(8) プリンタ

- ① カラープリンタ機能を有すること。
- ② 印刷方式は、半導体レーザービームもしくは LED 電子写真であること。
- ③ メモリは、4 GB 以上搭載していること。
- ④ ストレージは、3 GB 以上搭載していること。
- ⑤ 10/100/1000BASE-T に対応する LAN インターフェースを有すること。
- ⑥ 両面印刷が可能であること。
- ⑦ 手差しトレイを除き、2 段以上の用紙トレイを有すること。
- ⑧ 原稿サイズは A3 及び A4 に対応していること。
- ⑨ プリンタ機能利用時において、A4 横カラー、モノクロ共に 55 枚/分以上の速度を有すること。
- ⑩ 設置時に耐震固定を実施すること。

(9) TV 会議制御装置Ⅰ型 1 台（岡山県庁：1）

- ① 各種情報を伝送可能な以下の入力端子を有すること。
 - ア HDMI 5ポート以上
 - イ HD-SDI 1ポート以上
 - ウ マイク入力 8ポート以上
- ② 各種情報を伝送可能な以下の出力端子を有すること。
 - ア HDMI 3ポート以上
 - イ バランスライン出力 6ポート以上
- ③ 10/100/1000BASE-T に対応する LAN インターフェースを 1ポート以上有すること。
- ④ 以下の画面解像度に対応していること。
 - ア 1080p
 - イ 720p
- ⑤ 以下のプロトコルに対応していること。
 - ア H.323（DTMF 方式で h245-alphanumeric に準拠すること。）
 - イ SIP（DTMF 方式で RFC2833 方式に準拠すること。）
- ⑥ 以下の音声・ビデオ規格に対応していること。
 - ア 音声規格：G.711、G.722、G.722.1、G.729AB
 - イ ビデオ規格：H.263、H.264、H.265
- ⑦ リモコン等の遠隔操作により、入出力情報の設定及び変更ができること。
- ⑧ 音声のエコーキャンセラ機能を有していること。
- ⑨ 時刻同期機能として、NTP に対応していること。
- ⑩ 1対1及び多地点での TV 会議での接続速度は、1Mbps での通信が可能であること。
- ⑪ 衛星等バックアップ回線経由で接続する場合は、128kbps 以下で TV 会議開催が可能であること。
- ⑫ 県の防災映像システムに接続し、防災映像システムと会議映像/共有映像及び会議音声、マイク音声を連携できること。
- ⑬ 県の防災映像システムに依存することなく TV 会議が開催できるよう、TV 会議用モニタⅠ型及び卓上型マイクシステムのみで TV 会議ができること。その際、卓上型マイクシステムで整備するスピーカから TV 会議音声及び自マイク音声出力されること。
- ⑭ 県の防災映像システム操作卓に設置したパソコンの映像及び音声を TV 会議に共有できること。
- ⑮ 次のカメラを具備すること。
 - ア 解像度：1,920×1,080（60fps）以上
 - イ ズーム：240倍（光学20倍、デジタル12倍）以上
 - ウ パン及びチルト：パン±170°、チルト±20°
 - エ F値：2.0～3.8
 - オ フォーカス、ホワイトバランス、明るさを手動又は自動で調整できること。

(10) TV 会議制御装置Ⅱ型 1 台（鏡野町役場：1）

- ① 各種情報を伝送可能な以下の入力端子を有すること。
 - ア HDMI 3ポート以上
 - イ マイク入力 3ポート以上
- ② 各種情報を伝送可能な以下の出力端子を有すること。
 - ア HDMI 2ポート以上
 - イ オーディオ出力 1ポート以上
- ③ 10/100/1000BASE-T に対応する LAN インターフェースを 1ポート以上有すること。
- ④ 以下の画面解像度に対応していること。
 - ア 1080p

- イ 720p
- ⑤ 以下のプロトコルに対応していること。
 - ア H.323
 - イ SIP
- ⑥ 以下の音声・ビデオ規格に対応していること。
 - ア 音声規格：G.711、G.722、G722.1
 - イ ビデオ規格：H.264、H.265
- ⑦ リモコン等の遠隔操作により、入出力情報の設定及び変更ができること。
- ⑧ 時刻同期機能として、NTPに対応していること。
- ⑨ 1対1及び多地点でのTV会議での接続速度は、1Mbpsでの通信が可能であること。
- ⑩ 衛星等バックアップ回線経由で接続する場合は、128kbps以下でTV会議開催が可能であること。
- ⑪ 以下のカメラを付属すること。
 - ア 解像度：1,920×1,080（60fps）以上
 - イ ズーム：最大240倍（光学20倍、デジタル12倍）以上
 - ウ パン及びチルト：パン±170°、チルト-20°～90°
 - エ F値：2.0～3.8
 - オ フォーカス、ホワイトバランス、明るさを手動又は自動で調整できること。
- ⑫ TV会議用モニタⅡ型及び卓上型マイクシステムのみでTV会議ができること。
- ⑬ 県の防災映像システム操作卓に設置したパソコンの映像及び音声をTV会議に共有できること。

(11) TV会議操作端末 1台（岡山県庁：1）

- ① 導入するTV会議アプリケーションの動作確認が取れているノート型パソコンであること。
- ② 液晶モニタの画面サイズは15.6型（ワイド）相当とし、解像度は1920×1080（フルHD）以上とすること。
- ③ OSはWindows11 Enterpriseとすること。なお、導入時のバージョンは協議の上で決定する。
- ④ CPUは、第12世代以降のIntel Core i5相当以上とすること。
- ⑤ メインメモリは、8GB以上とすること。
- ⑥ 補助記憶装置は、128GB以上のSSDとすること。
- ⑦ 光学ドライブは、DVDスーパーマルチドライブを備えること。
- ⑧ JIS日本語配列もしくはOADGに準拠するキーボードを有すること。
- ⑨ 以下のUSBインターフェースを有すること。
 - ア Type-A：2ポート以上
 - イ Type-C：1ポート以上
- ⑩ LANインターフェースとして、10/100/1000BASE-Tに対応するポートを1ポート以上有すること。
- ⑪ 光学式マウスを備えること。
- ⑫ 設置場所とPC本体底面の間に敷く滑り止めマットを付けること。
- ⑬ WWWブラウザを装備すること。
- ⑭ 以下のアプリケーションを搭載すること。
 - ア Microsoft Office 2024 Standard
 - イ アンチウイルスソフトウェア
- ⑮ 以下の機能を有するTV会議アプリケーションを導入すること。
 - ア TV会議制御装置Ⅰ型及び国が整備する多地点制御装置と接続し、TV会議の各種制御（会議の開催及び会議操作等）が行えること。
 - イ TV会議制御装置Ⅰ型のカメラ操作（パン、チルト、ズーム・イン／アウト）ができる

こと。

ウ TV 会議制御装置 I 型のカメラのプリセット（40 プリセット以上）を操作できること。

エ 不慣れな利用者向けの会議開催を補助するためのガイダンス機能を有していること。

オ 県が主催する TV 会議において、途中退場した会議室及び接続キャンセルされた会議室を TV 会議操作端末利用状況に表示される再呼出しボタンから再呼出しを行うことができること。

カ 頻繁に利用する TV 会議グループ登録（定例会議の登録）ができること。

キ 当該端末を操作するだけで、岡山情報ハイウェイ／衛星回線を切り替えて、TV 会議開催・参加ができること。

ク 回線切替器と連携して、岡山情報ハイウェイ／衛星回線の切替えができること。

(12) 卓上型マイクシステム 2 式（岡山県庁：1（マイク 5 本含む）、鏡野町役場：1（マイク 2 本含む））

- ① 卓上型マイクは、TV 会議システムへの音声伝送が可能であること。
- ② 卓上型マイクは、話者の声を明瞭に感知し、TV 会議時には、話者の音声を相手方に明瞭に伝送し、拠点内のスピーカから明瞭な音声出力ができること。
- ③ 卓上型マイクは、マイクスタンドを添付するなどして、卓上に自立できること。
- ④ マイクは、グースネック型コンデンサマイクとし、マイク先端部に赤色 LED を設けること。
- ⑤ マイクスタンドのスイッチを操作することにより、マイクのオンオフを切り替えられること。また、マイクがオンの場合、先端部の LED が点灯すること。
- ⑥ 卓上型マイクの電源は、ファントム DC 24～52V とすること。
- ⑦ 卓上マイクを TV 会議制御装置に接続すること。必要に応じてミキサー等を添付してもかまわない。
- ⑧ 岡山県庁については、卓上型マイク音声及び TV 会議音声出力するスピーカを含めること。

(13) TV 会議用モニタ I 型 1 台（岡山県庁：1） ※既設機材

- ① 既設機材を使用するため、調達は不要であるが、既設機材と接続してテレビ会議の映像入出力が出来るように必要な機材を用意すること。
- ② 他の液晶ディスプレイ 5 面と合わせ、6 面マルチディスプレイとして一体的に運用するものであること。

(14) TV 会議用モニタ II 型 1 台（鏡野町役場：1）

- ① 映像表示は、液晶方式であること。
- ② サイズは、32 型以上であること。
- ③ 画面比は、16:9 であること。
- ④ 解像度は、1,366×768 以上であること。
- ⑤ HDMI インターフェースを 2 つ以上有すること。
- ⑥ モニタの設置に当たっては、鏡野町役場の既設映像システムとの調和を図るものとし、台座を用意すること。
- ⑦ モニタ上部に TV 会議用カメラを設置できるカメラ台を用意し設置すること。

(15) 無停電電源装置 I 型 1 台（岡山県庁：1）

- ① 以下の性能を有すること。
 - ア 定格入力 単相 AC 100V、60Hz
 - イ 定格出力 単相 AC 100V、60Hz
 - ウ 最大設定可能電力 2.4 kW / 3.0 kVA 以上

- エ バックアップ時間（最大出力時） 10 分間以上
- オ 出力の接続形態 常時インバータ給電又はラインインタラクティブ
- ② 高さは 3U 以内とし、19 インチラックに搭載できること。

(16) 無停電電源装置Ⅱ型 1 台（鏡野町役場：1）

- ① 以下の性能を有すること。
 - ア 定格入力 単相 AC 100V、60Hz
 - イ 定格出力 単相 AC 100V、60Hz
 - ウ 最大設定可能電力 1.2 kW / 1.5 kVA 以上
 - エ バックアップ時間（最大出力時） 10 分間以上
 - オ 出力の接続形態 常時インバータ給電又はラインインタラクティブ
- ② 高さは 2U 以内とし、縦置き、横置きに対応していること。

(17) メディアコンバータⅠ型 4 台（岡山情報ハイウェイ接続施設：1、鏡野町役場：1、上
斎原オフサイトセンター：2）

- ① 以下の仕様を満たすこと。
 - ア 適合光ファイバ シングルモード（SM） 1 芯
 - イ インターフェース 100BASE-TX、100BASE-FX
 - ウ 伝送距離 40 km 以上
- ② 設置にあたり耐震ベルト等で固定すること。

(18) メディアコンバータⅡ型 2 台（岡山県庁：1、岡山情報ハイウェイ接続施設：1）

- ① 以下の仕様を満たすこと。
 - ア 適合光ファイバ マルチモード（MM） 2 芯
 - イ インターフェース 100BASE-TX、100BASE-FX
 - ウ 伝送距離 2 km 以上
- ② 設置にあたり耐震ベルト等で固定すること。

(19) 衛星用ルーター 1 台（岡山県庁：1）

- ① ラックへ搭載が可能なこと。サイズは 1U 以下であること。ラック搭載に必要な部材は準備すること。
- ② 衛星系ネットワーク（別途整備）内の IP アドレス体系及び衛生設備の仕様に依存することなく拠点間通信を行うため TV 会議システムと衛生設備間に本機を設置すること。
- ③ 10/100/1000BASE-T に対応するインターフェースを 5 ポート以上有すること。
- ④ スループットとして、2 Gbps 以上有すること。
- ⑤ パケット処理能力として、300kpps 以上有すること。
- ⑥ 対地毎に帯域制御及び優先制御ができること。
- ⑦ ルーティング機能として、RIP v1/v2、OSPF、BGP に対応していること。
- ⑧ VLAN 機能として、IEEE 802.1Q に対応していること。
- ⑨ QoS 機能として、ToS 制御、IEEE 802.1p (CoS) に対応していること。
- ⑩ IPsec/IKE 機能として、暗号化アルゴリズムは DES、3DES、AES (128/192/256bit)、認証アルゴリズムは MD5、SHA-1、SHA-2 に対応していること。
- ⑪ 管理機能として、Telnet、SSH、SNMP v1/v2c/v3 に対応していること。
- ⑫ 時刻同期機能として SNTP に対応していること。
- ⑬ 本システム構成において消費電力は、7W 以下であること。

(20) 回線切替器 1 台（岡山県庁：1）

- ① 筐体は 1U ラックマウント型とし、ラックへ搭載すること。ラック搭載に必要な部材は準備

備すること。

- ② パケット入力部として 10/100/1000BASE-T×1 のインターフェースを有し、パケット出力部として 10/100/1000BASE-T×2 のインターフェースを有するモジュールを 1 筐体内に 2 個搭載すること。
- ③ テレビ会議システムの通信を岡山情報ハイウェイから衛星系通信へ切り替えるようにルーターと TV 会議システムとの間に設置し、TV 会議システムからの通信を地上系ネットワークもしくは衛星系ネットワークのいずれかに接続する機能を有すること。
- ④ 衛星用ルーターから衛星系ネットワークへの不要なパケットを遮断するために衛星用ルーターと衛星通信回線設備との間に設置し、地上系ネットワークを利用中は、衛星用ルーターからのパケットを破棄する機能を有すること。
- ⑤ 地上系から衛星系、衛星系から地上系へのそれぞれのネットワーク切替操作はいずれも TV 会議操作端末のボタン操作によって遠隔制御を行えること。

(21) TV 会議システム用 L2 スイッチ 1 台（岡山県庁：1）

- ① 豊富な導入実績を有する OS を搭載し、ルーター、L2 スイッチと同一のメーカーの製品とすること。
- ② 以下のインターフェースを有すること。
ア 10/100/1000BASE-T 16 ポート以上
イ SFP 2 ポート以上
- ③ パケット処理能力として 26.78mpps 以上、スイッチング容量として 36Gbps 以上有すること。
- ④ VLAN 機能として、IEEE 802.1Q に対応していること。
- ⑤ QoS 機能として、IEEE 802.1p (CoS)、DiffServe に対応していること。
- ⑥ フィルタリング機能として、宛先/発信元アドレス、TCP/UDP ポート番号などにより指定した IP パケットのフィルタリングに対応していること。
- ⑦ スパニングツリー機能として、IEEE 802.1D、IEEE 802.1s、IEEE 802.1w に対応していること。
- ⑧ 管理機能として Telnet、SSH、SNMP v3 に対応していること。
- ⑨ 時刻同期機能として、NTP に対応していること。

(22) その他設置に必要な機器、設備

- ① 機器を収納する通信機器収納ボックス等
- ② その他、機器の接続に必要なケーブル等

6 各拠点におけるシステム構成機器及び借入数量

機器名称	設置場所			計	単位
	岡山県庁	鏡野町役場	上斎原 オフサイト センター		
IP 交換機	1			1	台
IP 電話機	3	2	7	12	台
IP-FAX	1	1	2	4	台
ルーター	1	1	1	3	台
L2 スイッチ	1	1	1	3	台
ノート型パソコン	1	1	7	9	台
ウイルス対策用サーバ	1			1	台
プリンタ			1	1	台

TV 会議制御装置Ⅰ型	1			1	台
TV 会議制御装置Ⅱ型		1		1	台
TV 会議操作端末	1			1	台
卓上型マイクシステム	1	1		2	式
TV 会議用モニタⅠ型(既設)	(1)			(1)	台
TV 会議用モニタⅡ型		1		1	台
無停電電源装置Ⅰ型	1			1	台
無停電電源装置Ⅱ型		1		1	台
メディアコンバータⅠ型		2 ※	2	4	台
メディアコンバータⅡ型	2 ※			2	台
衛星用ルーター	1			1	台
回線切替器	1			1	台
TV 会議システム用 L2 スイッチ	1			1	台

※うち 1 台の設置場所は岡山情報ハイウェイ接続施設

7 現地調査及び設計

借入機器、機器収納ラックの設置場所、電源状況について、各納入場所において現地調査を行い、その調査結果を基に設計及び作業方法等の検討を行うこと。

8 据付作業

据付作業は、機器収納ラックの据付けと、機器収納ラック内搭載（既設機器において必要となる搭載を含む。）、ノートパソコン、IP 電話機、IP ファクシミリ、TV 会議システム等の据付け、岡山県庁及び鏡野町役場の映像音響設備との接続、これらの機器とラック間の配線、発注者が準備する通信回線及び分電盤までの電力配線、国が整備するファイヤーウォール装置までの配線とする（既設機器において必要となる配線を含む。）。

なお、据付作業に際して受注者が留意すべき事項は、第 3 章 10 を参照のこと。

9 現地調整試験

本システムの要求機能が正常に機能するか、借入機器間の通話及び通信試験等の総合試験を実施すること。

また、緊急時対応センター、オフサイトセンター等との通話及び通信試験を行い、統合原子力防災ネットワークとの相互接続を確認すること。

10 据付作業に係る留意事項

(1) 概要

借入機器の据付作業を実施するにあたり、現地調査を行い、現地の状況を十分に把握すること。

なお、現地調査は以下の要領で実施すること。

- ① ネットワーク機器、端末等を設置する場所のレイアウト及び建物内の位置条件等を調査し、機器配置、配線図の基礎資料とすること。
- ② ネットワーク機器、端末への電源供給用の分電盤容量及び位置を調査し、電源ケーブル等の配線図の基礎資料とすること。

(2) 機器配置計画

- ① 借入機器の配置は、機器相互の接続関係、保守スペース、更新スペース、緊急時持込機材スペース等を考慮し配置すること。
- ② 借入機器の設置場所は、現地設置条件に整合した機器配置とすること。

- ③ 借入機器の配線ケーブルは、原則、フリーアクセス床、OAフロア内、天井裏内、配管内への配線とすること。
 - ④ 借入機器の据付等に際し、施設又は機械等に損壊が生じた場合は、受注者の責任においてこれを補償すること。
 - ⑤ 借入機器を配置する際は、事前に発注者の承認を得ること。
- (3) 耐震対策
- ① 機器収納ラックの据付けは耐震キット、架台補強、アンカー工事等の対策を行い、耐震上問題ないものとする。
 - ② 機器収納ラック内搭載機器は必要に応じて、ボルトやOA機器用固定バンド等により、転倒防止、耐震対策を施すこと。
- (4) 配線作業
- ① 配線は、フリーアクセス配線を原則とする。また、ケーブル保護は必要に応じて行うこと。
 - ② 通信用ケーブルと既設電源ケーブルは適切な離隔距離を保つこと。ただし、配線用セパレート付ケーブルトレイ等で、適切な離隔距離と同等な機能を保つことができる場合は、この限りでない。
 - ③ レイアウトに柔軟に対応したケーブルの長さを考慮すること。
 - ④ 配線ルートは事前に施工図を作成し、発注者の承認を得ること。なお、ケーブルについては発注者との協議により許可を得た場合は既設の物を流用してもよい。
- (5) 配線ケーブル選定
- ① 通信用ケーブルは、電源等の電磁波障害が発生する箇所はシールドケーブルを採用すること。
 - ② ケーブルは、環境に考慮し環境調和型電線・ケーブルを使用すること。
 - ③ 通信用ケーブルは、システムごとや用途（専用系 LAN／複合機等）等の区別が認識できるようにするため、異なる色のケーブルを使用することを原則とする。なお、具体的なケーブル色は、事前に発注者の承認を得ること。
 - ④ 受注者は、借入機器の設置場所について事前調査を実施し、施工に適したケーブルを選定し、使用すること。
- (6) 電源
- ① 据付作業時に電源が必要な場合は、既設分電盤より取得すること。
 - ② 分電盤の接続先は事前に発注者の承認を得ること。
 - ③ 借入機器に電源が必要な場合は既設電源（OAタップ等）の空きコンセントを使用すること。ただし、空きが無い場合はOAタップ等で分岐すること。この場合において、OAタップ等に係る費用は受注者の負担とする。
- (7) 表示等
- ① 借入機器には、案件名、装置名、装置型名、賃貸借開始年月等を明示したラベルを取り付けること。
 - ② 借入機器間を接続するコネクタ、入出力端子及びケーブル等には、接続先が判明できる表示を行うこと。
- (8) その他
- システムの起動及びシャットダウンの操作に係るマニュアルを A4 サイズ両面 1 枚で作成し、ラミネート加工した後、各納入場所に 2 部配備すること。

11 既設機器の設定変更について

既設設備である衛星回線設備や映像音響設備等は、新設する設備との通信が可能となるよう、必要に応じて設定変更・ケーブル配線接続、現地確認試験等を行うこととし、その場合は、既設設備の導入・保守業者及び発注者と協議の上、実施すること。なお、その際に発生する既設設備の改修に要する費用等については、全て受注者の負担とすること。

12 研修

受注者は発注者に対し、各納入場所において借入機器の操作研修を借入期間の開始日までに行うこと。

なお、受注者は第1章9に示す簡易操作マニュアルと同じもの及びその他必要な資料を作成し、研修受講者に配付して、操作研修を実施すること。

また、各納入場所で開催する操作研修の研修対象者はそれぞれ5名以内とし、研修対象者、研修場所、研修時間等は別途発注者が指定する。この場合において、研修に要する費用については、会場に係る経費は発注者の負担とし、その他の経費（資料の準備等）については受注者の負担とする。

第4章 システム保守

- 1 受注者は、本システムの安定稼働及び借入機器の保全のため、保守及び障害時対応を行い、障害発生時には調査の上、その原因を特定し、発注者へ報告すること。また、その対応に当たっては、既存機器の保守業者と連携し、既存機器及び借入機器が安定的に稼働するように責任を持って対応すること。

なお、既存機器の障害の対応に要する費用は、本業務には含まないものとする。

- 2 本業務の保守期間は、令和8年3月15日から令和13年3月14日までとする。

- 3 受注者は、借入機器の故障及び障害が発生した場合は、発注者の要請に基づき、2時間以内に当該借入機器の設置場所へ技術員を派遣して、復旧対応を行うこと。ただし、特別な事情により2時間以内に復旧対応が開始できない場合、実施日の協議を行うこと。

また、鏡野町役場及び上齋原オフサイトセンターについては、夜間（午前9時から午後5時までを除く時間帯）及び休日（岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規定する休日をいう。）は4時間以内に現地に到着するものとするが、特別な事情により4時間以内に復旧対応が開始できない場合、実施日の協議を行うこと。

なお、故障及び障害の復旧対応が完了したときは、発注者にその旨を速やかに報告すること

また、受注者は、借入機器の保守期間中の故障及び障害発生時に対応するため、電話番号、ファクシミリ番号及びメールアドレスを明らかにした受付窓口を設置し、迅速に対応する体制を図ること。

- 4 本業務の復旧対応は、24時間365日とし、現地修理及び現地交換とすること。ただし、やむを得ない事情により持ち帰り修理を行う場合は、発注者の承認を得た上で、代替機を準備し対応すること。

- 5 受注者は、借入機器の故障等により、ハードディスク又はSSDの初期化又は破砕、ソフトウェアのアンインストール等を行った場合は、借入機器の導入当初の状態（全ソフトのインストール、設定）に設定すること。

また、その場合は可能な限りユーザーデータを復元すること。

- 6 受注者は、本業務に係る保守期間において、導入したソフトウェアのバージョンアップ及びパッチがリリースされた場合は、速やかに情報収集及び借入機器の動作に対して異常が生じることがないか確認を行い、発注者に報告すること。発注者は、受注者から報告を受けた後、適用の可否を判断するので、受注者は、その指示に従って設定及び動作確認を行うこと。なお、既知のセキュリティホールに対する対策作業を随時実施（OS、ソフトウェア、ウイルス対策ソフトについて全て最新のものを導入すること。）し、また、本システムの脆弱性が発見された場合は、受注者はセキュリティパッチプログラムの適用等、速やかに対応すること。また、ソフトウェアを利用するに当たり、販売元からのサポート・アップグレードを受けるために必要な5年分のライセンス更新費用を本業務に含むものとする。
- 7 受注者は、発注者が本システムを常に安全かつ完全に使用できるよう、本仕様書に基づき保守を行い、その費用を負担すること。ただし、発注者の責めに帰すべき事由により修理又は調整の必要が生じたときは、発注者がその費用を負担するものとする。
- 8 受注者は、本業務に係る賃貸借及び保守期間の満了又は本業務に係る契約が解除された場合は、速やかに借入機器を撤去しなければならない。この場合において、借入機器を使用する際に作成された各種電磁的記録が保存されたハードディスク又はSSDについては、発注者が破碎した上で返却し、又は発注者が譲渡を受けた後に破碎し、もしくは発注者立会のもと受注者が破碎することとする。
- 9 受注者は、借入機器が正常に稼働するよう年2回（原則、各年度の上半期及び下半期にそれぞれ1回）、以下の内容で定期点検を実施すること。
- (1) 借入機器の点検及び清掃
 - (2) 定期交換部品の交換作業
 - (3) その他必要な作業
- 10 受注者は、第4章9の定期点検を実施した際は、定期点検終了後遅滞なく定期点検実施報告書を危機管理課に提出し、発注者の承認を受けること。

(別図)

